

岩手県告示第306号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成26年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

平成26年4月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
盛岡市	盛岡市築川の一部、根田茂の一部
宮古市	宮古市白浜第1地割、第2地割、第3地割、赤前第11地割、第12地割、第13地割、第14地割、第16地割、第17地割、赤前第15地割の一部、重茂第1地割、第2地割、第3地割、第11地割、第12地割、第13地割、第14地割、第16地割、第17地割、第18地割、第19地割、第20地割、第21地割、第22地割、第23地割、第24地割、第25地割、第26地割、第29地割、第30地割の各一部、重茂第15地割、音部第1地割、第4地割の各一部、音部第2地割、第3地割、田老字七滝、茂市第3地割の一部、茂市第4地割、第5地割、夏屋第5地割、川内第6地割
遠野市	遠野市上郷町細越1地割、2地割、19地割、25地割、26地割、33地割、34地割、35地割の各一部
一関市	一関市一関の一部、三関の一部
釜石市	釜石市甲子町第1地割、第2地割、甲子町第3地割、第4地割、第5地割の各一部、上中島町四丁目の一部、大字釜石第12地割の一部、岩井町、橋野町第1地割、第2地割、第3地割、第4地割、第10地割、第11地割、第12地割、第16地割、第17地割
奥州市	奥州市水沢区東大通り、太日通り、真城字大槻の各一部、中田町、江刺区梁川字砥谷沢の一部、大尻、藤里字平峠、字平場の一部
滝沢市	滝沢市平蔵沢の一部、湯舟沢の一部
金ケ崎町	胆沢郡金ケ崎町永沢の一部
大槌町	上閉伊郡大槌町金澤第38地割
山田町	下閉伊郡山田町船越第22地割、第23地割の各一部
一戸町	二戸郡一戸町女鹿字沢内の全部、女鹿字中崎、上女鹿、大久保、焼切、新田の各一部、小繋字西田子の一部

2 調査期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで